

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、次の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
保険業法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 23 号）	24 年改正法
保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）	17 年改正法
保険業法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 33 号）	18 年改正令
保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 18 年内閣府令第 9 号）	18 年改正規則
保険業法（平成 7 年法律第 105 号）	法
保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）	令
保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）	規則
保険会社向けの総合的な監督指針（本編）	監督指針

○保険業法施行令等の一部を改正する政令案

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
○令第1条の6関係		
1	現行の「一の被保険者につき」を、改正案は「一の保険契約者に係る一の被保険者につき」とされた。保険業法第二条第十七項は、「この法律において「少額短期保険業」とは、・・・政令に定める金額以下の保険（略）のみの引受けを行う事業をいう。」と規定する。「保険の引受け」は「保険契約の締結」で、本規定は契約単位の制限規定であると理解している（保険毎日新聞社「保険業法・少額短期保険業のポイント」七十七ページ）。保険業法第二百七十二条の十三に一の保険契約者に係る保険金額等に係る規定があるにもかかわらず、同第二条第十七項が委任する政令において「一の保険契約者に係る」と改め、個々の契約単位ではなくて、同一契約者の複数の契約を通算して制限することに改めたのか、その理由を確認したい。	一の保険契約者に係る被保険者の総数を100人とする規制に代わる、一の保険契約者あたりの総保険金額の上限を本則（令第1条の6）の上限金額に100を乗じた金額とする規制は、一の保険契約者の保険金額の合計額の上限に係るものとして令第38条の9第1項に規定されることに伴い、現行の令第38条の9第1項に規定される一の保険契約者に係る一の被保険者当たりの保険金額の合計額の上限の規制と、同条第2項に規定される一の保険契約者に係る一の被保険者当たりの保険の種類ごとの保険金額の合計額の上限の規制を、法制上技術的に令第1条の6に移行させることとしたものです。この結果、令第1条の6は一の保険契約者に係る一の被保険者についての規定、令第38条の9は一の保険契約者に係る全ての被保険者についての規定となりますが、今回の改正によって、一の被保険者について引受けを行うことができる保険の保険金額の上限が変更されるものではありません。 なお、規定の趣旨を明確にする観点から修正を行いました。
2	施行令第1条の6に、「一の保険契約者に係る」という文書が追加されているが、現行の施行令第38条の9第1項に規定する内容について、その条文の位置を変更するだけの改正であって、現行規制を緩和するものではないとの理解でよい。	
3	現行の令第38条の9の規定では、「一被保険者当たり」の額の規定があるが、改正案では、同規定はなくなっている。これは、「一被保険者当たり」の規定については、令第1条の6にまとめて規定したので、重ねて規定する必要はないということから、変更したという理解でよい。	
○令第38条の9関係		

4	一の保険契約者に係る被保険者の総数を 100 人までとする上限規制がなくなるが、少額短期保険業者の趣旨からすれば、集積リスクや信用リスクの観点から、一保険契約者の保険金額の合計額に関する規制は現行の規制内容を維持すべきである。	一の保険契約者に係る被保険者の総数を 100 人とする規制は、少額短期保険業者の事業規模が小さいことを踏まえ、集積リスク等を抑制する観点から設けられたものです。一方、集積リスク等の抑制の観点からは、保険金額の大小に関わらず、被保険者の数で一律に制限することは必ずしも必要ではありません。このため、これまでの規制に代えて、一の保険契約者あたりの総保険金額の上限を本則（令第 1 条の 6）の上限金額に 100 を乗じた金額とするものです。 この規制に加えて、一の保険契約者について引き受ける保険の種類に関わらず上限に制限を設けることは、異なる保険の種類では必ずしも集積リスクは高くないことから必要ではないと考えます。
5	一の保険契約者について引き受ける保険金額の合計額の算出において、数名の被保険者に共通する一の保険金額を定めた場合、その保険金額は、被保険者数倍する必要はないと考えられるが、そのような理解でよいか。例えば、1 回の事故につき 500 万円を上限として保険金を支払うという保険契約において、この 500 万円が被保険者 3 名に共通の金額である場合は、500 万円として計算し、$500 \text{ 万円} \times 3 = 1500 \text{ 万円}$と計算する必要はないと考える。	総保険金額の計算は、保険事故が発生した場合に実際に支払われることとなる保険金額に基づいて行われる必要があります。ご指摘のケースについては、3 名の被保険者のすべてに保険事故が発生した場合に支払われる保険金額の合計額が 1500 万円になるのであれば、総保険金額は 1500 万円と計算する必要があります。

6	今般の改正施行令等において、被保険者数を100名以下とする規制に代えて「上限総保険金額規制」が導入され、更にその金額を10%まで超過することも容認されているが、そもそも契約者保護の観点から少額の保険のみに限って引受が認められている少額短期保険の制度の趣旨から考えて、このような規制緩和は不要である。また、「上限総保険金額」の超過が、広く容認されてしまうと、保険契約者の保護が損なわれる懸念が高まる。御庁におかれては、今後の監督において、少額短期保険の制度の趣旨から上限総保険金額の超過が安易に行われることがないよう、適切な処置をいただきたい。	貴重なご意見として承ります。 なお、令38条の9第2項について規定の趣旨を明確にする観点から修正を行いました。
7	仮に契約直後直ちに超過する場合等を含めて、上限総保険金額の超過が広く容認されてしまうと、少額の保険のみを引き受けるという少額短期保険業制度の趣旨を没却しかねず、契約者保護が損なわれる懸念があるため、今後の監督等、金融行政におかれても上限総保険金額が安易に超過されることのないよう、ご配慮頂きたい。	
8	一定の契約については、保険期間中に、上限総保険金額を10%まで超過することが容認されているが、これは、例えば保険期間中において保険契約者の業務繁忙期に一時的にその従業員数が増加するなど、御庁が公表された規制の事前評価書や、「資金の貸付けを行う特例民法法人・少額短期保険業等に係る規制の見直しについて」（本年1月公表）に記載のとおり、「やむを得ない理由により被保険者が追加され、上限総保険金額を超過した場合」に限って認められるものであり、これを変更するものではないとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。

9	施行令第 38 条の 9 第 2 項によると、保険期間終了の日又は新契約の保険期間開始の前日のいずれか早い日まで一定の上限超過が認められるとのことですが、この場合、当初の保険期間を延長することは、認められるのでしょうか？私の意見では、1 年又は 2 年（施行令第 1 条の 5）までであれば、業務の適正への影響は、小さいと思われることから、この限度で当初の保険期間を延長することができると解すべきだと思います。	総保険金額が上限総保険金額を超えることは、やむを得ない理由により被保険者が追加され上限を超過した場合に限り例外的に認められるものです。したがって、そのような状況は早期に是正される必要があるため、ご指摘のような当初の保険期間を延長することは認められません。
---	--	--

○18 年改正令附則第 3 条関係

10	平成 18 年 4 月より 7 年間の期間限定で実施された、少短業者保険金額の条件を超える保険の引き受けを可能とする経過措置については、いわゆる根拠法のない共済からの円滑な移行をはかるための激変緩和措置として定められたものであり、その期間も 7 年間に及ぶことから準備期間として十分である。改正法により経過措置が 5 年延長されているが、そもそも経過措置は 7 年で収束されるべきであり、合計 12 年もの準備期間が必要かどうか、甚だ疑問である。今般の延長措置は平成 30 年 3 月末が期限とされているが、経過措置が更に延長されることのないよう、強くお願いしたい。	ご指摘の経過措置は、24 年改正法により 5 年間延長されて平成 30 年 3 月までのものとされています。なお、同法附則では、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしています。
11	そもそも、現行の経過措置は、いわゆる根拠法のない共済から少額短期保険業者への円滑な移行を目的とした 7 年間の激変緩和措置であって、その性格上、当初予定された期間の満了、すなわち平成 25 年 3 月末をもって終了すべきものである。当該期間満了まで 7 年間に亘る猶予期間が設定されており、対象となる業者にとっては、この期間は、本則の保険金額に移行する準備期間として十分なものである。今般、当該経過措置が更に 5 年間延長されることとなったが、激変緩和措置の性格上、極めて異例な事態であるばかりか、結果的に経過措置適用業者に 12 年間もの猶予期間を付与することになるため、本則との関係からも疑問である。従っ	

	て、5年間の延長期間満了、すなわち平成 30 年 3 月末をもって当経過措置は収束され、その後は、本則のルールが適用されるべきである。なお、今般の経過措置の延長においては、新契約の金額引き下げが提案されているものの、本則の金額とはなお、大きな乖離があるため、引下げ幅として不十分である。	
1 2	本改正は、本来の少額短期保険制度を歪めている。既契約者の上限金額を下げるとともに、新規契約者の上限金額も一層の引き下げがなされるべきである他、今後、一切の延長を行わないことを監督官庁として表明すべきである。	
1 3	現行の令第 1 条の 6 において、「一の被保険者につき」という表現が改正案では、「一の保険契約者に係る一の被保険者につき」という表現に変更となった。同様の事項に関し規定している改正令附則第 3 条第 1 項第 2 号においては、改正案においても、「一の被保険者につき」という表現となっている。今般の文言変更の意図するところおよび改正令附則では、現行の令第 1 条の 6 と同様の文言とした意図について解説願いたい。	特定保険業者であった少額短期保険業者等については、18 年改正令附則第 4 条に一の保険契約者に係る被保険者の総数を 100 人とする規制が残置されることを踏まえ、本条の改正案では、現行の規定の形式を極力維持するものとしたところ、ご指摘の趣旨等を踏まえ、令第 1 条の 6 の改正と同趣旨の改正を行うものであることを明確にするため修正を行いました。 なお、委任元である 17 年改正法附則第 16 条第 1 項では経過措置の期間が 12 年とされていることから、17 年改正法の施行日から 7 年間の規定を残置することとしました。
1 4	本則（保険業法施行令第一条の六）の書き振りと異なることから、保険金額の制限について、次のように解されるが妥当であるか確認したい。 第一号について、「一の保険契約者につき（複数の契約があれば通算する趣旨）」の限定がない（本号が「一の被保険者につき」とされ「当該既契約者に係る一の被保険者につき」とされていない）ため、現行の制限と同様、契約単位の制限と解され、この号の要件（保険契約者は既契約者、保険区分は既契約と同一）を満たす限り、新規の重複契約も独立して成立させてよいこと。（第四条の改正規定においても、保険区分通算の制限規定はあるものの、現行第四条第二項にある保険区分ごとの合計額の制限規	

	定は設けられていない。以下についても同様。) 同一被保険者についてこの号の契約と、第二号の契約を通算した保険区分ごとの合計額を制限する規定がないため、それぞれ独立して成立させてよいこと。 第二号について、「第一号の場合以外の場合」であるから、現行の制限と同様、契約単位の制限と解され、同一の保険契約者であれ、異なる保険契約者であれ、これらに係る複数契約を通算した保険区分ごとの合計額の制限はないこと。	
15	改正令附則第3条第1項第1号に「基準日」の定めがあり、2013年3月31日がこれに該当する。同規定の文理解釈を試みると、2013年3月30日には保険契約者であったが、手続の都合等で、同31日に保険契約者ではなかった者が翌4月1日に保険契約を締結すると、より有利な経過措置を享受することができず、一方2013年3月31日に保険契約者であった者は、その後の何時の時点であったとしても、有利な経過措置を享受できることとなる。保険契約者にとっては、理解し難い不公平な取扱と感ずる場合もあると思われるが、上記のような理解でよい。	今回の措置において、本則（令第1条の6）の5倍（医療保険は3倍）の金額が適用されるのは、平成25年3月31日に保険契約者であった者（以下「既契約者」といいます。）との間で当該既契約者が締結していた保険契約（以下「既契約」といいます。）に係る保険と保険の区分が同一の保険に係る保険契約を締結し、かつ、当該保険契約の被保険者のうちに既契約に係る被保険者（以下「既被保険者」といいます。）が含まれるときの当該既被保険者について適用されるものです。 このため、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、この経過措置の適用の希望等について、その保険契約者等に対して確認等を行うことが望ましいと考えます。

16	改正令附則第3条第1項第1号によると「基準日」前の有利な経過措置を適用できるためには、保険契約者・被保険者の同一性が要件とされている。この規定の適用にあたり、例えば、次のような場合には、この同一性が満たされていると判断してよい。 (1) 基準日現在の保険契約者Aが死亡し、当該契約についての保険契約者の地位をBが相続した場合 (2) 基準日においては、Aが世帯の生計維持者であったが、その後、生計維持者が配偶者のBとなったので、保険契約者の請求に基づいて保険契約者をBに変更した。 (3) 施設入場者の傷害保険のように特に被保険者を特定しない引受をおこなった場合において、被保険者の範囲についての約定が 1) 基準日と同一である場合 2) 基準日より拡張している場合 3) 基準日と全く異なる場合	ご指摘のケースについては、 (1)のBに関しては、18年改正令附則第3条第2項の既契約者とみなして差し支えないものと考えます。 (2)のBに関しては、客観性に疑義があることから、同項の既契約者とみなすことは適当ではないと考えます。 (3)に関しては、1)については問題とない、2)については拡張している部分については適当ではない、3)については適当ではないと考えます。
○18年改正令附則第4条関係		
17	N o. 14で示したとおり、現行第二項にある保険区分ごとの合計額についての制限規定が削除された。第三条においても、一の保険契約者に係る一の被保険者について、複数契約を通算した保険区分ごとの合計額の制限は規定されていない。第三条、第四条を通じ、経過措置においては本則と異なり、一の保険契約者に係る一の被保険者について、保険区分ごとの合計額についての制限はないとの理解でよい。 第三項の「第一条の六各号」は「この政令による改正後の保険業法施行令第一条の六各号」ではないか。 第四項の「被保険者が増加することとなる場合」は「被保険者を増加させることとなる場合」ではないか。(保険業法施行令第三十八条の九第二項および保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令第三十八条第二項の表現)	18年改正令附則第3条の修正に伴い必要となる修正を行うほか、本則(令第38条の9)による場合を除き一の保険契約者に係る被保険者の総数は100人を超えてはならない旨を明確にする観点からの修正を行いました。

○保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
○規則第 85 条関係		
1	保険会社の子会社が総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社は当該保険会社の子会社とみなされることから（法第 2 条第 12 項）、保険業を行う外国の会社である保険会社の子会社が、現に子会社対象会社以外の会社を子会社としている他の外国の保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社が子会社対象会社以外の会社を子会社とする場合も法第 106 条第 1 項の適用はなく、規則第 85 条第 1 項第 4 号の 2 に基づく届出が必要となるとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
○規則第 211 条の 30・第 211 条の 31 関係		
2	「一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額」という表現がある。内閣府設置法第 7 条によれば、内閣府令は法律・政令の委任の範囲内でのみ、国民の権利を制限することが可能なので、この規定には、「一の保険契約者に係る」という表現はないものの、法律・政令の規定を参照すると、「一の保険契約者に係る一の被保険者」について規定したものであることは明白であると解されるが、そのように理解してよい。	少額短期保険業制度は、保険期間が短期で保険金額が少額の保険のみの引受けを行うことを前提として参入要件等が緩和されています。 法第 2 条第 17 項では、少額短期保険業について保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業とされています。ご指摘の規定は同項の規定の趣旨を明らかにし保険金額が少額の保険のみの引受けを行うという少額短期保険業の潜脱を防止するため設けられているものであって、今回の改正によって、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額の上限を原則千万円とする内容が変更されるものではありません。
3	現行規定も同様であるが、保険業法施行規則第二百十一條の三十第三号ロおよび同第二百十一條の三十一第一項は「一の被保険者」についてのすべての契約、すなわち異なる契約者の契約も通算して制限するものとも解されるが、そうすると法の委任なく、法の制限（一の保険契約者に係る範囲に限定）を超えたものとなる。内閣府設置法第七条第四項を踏まえ、施行規則のこれらの規定は「一の保険契約者に係る制限」と解すべきと考えられる。従って、その旨を明確に規定すべきである。	なお、規則第 211 条の 30 第 3 号ハについて、令第 38 条の 9 第 2 項の修正に伴い必要となる修正を行いました。

4	施行令第1条の6において「一の被保険者につき」定めたものへと変更されるが、施行規則第211条の31は、引き続き、契約者が異なる場合も含めた一被保険者あたりの保険区分別保険金額の合計額に係る上限規制ということで、従来からの変更はなく、例えば、保険契約者がB・C・D、被保険者は全てAという3契約がある場合、合計した保険金額の上限は2000万円（施行令第1条の6第1号から第6号までに掲げる保険については1000万円、同条第7号に掲げる低発生率保険については1000万円）、かつ保険の種類ごとの保険金額の合計額の上限は同条各号に定める金額であることを確認したい。	ご理解のとおりです。
○18年改正規則附則第38条関係		
5	保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）第三十八条は保険業法施行規則第二百十一條の三十一に対応する経過措置であるが、同第二百十一條の三十に対応する経過措置規定が設けられていない（現行も同様）。特定保険業者であった少額短期保険業者等についても、同第二百十一條の三十が適用され、第三号ロ、ハの内容（経過措置の内容ではなく本則の内容）を記載した書面の交付等が必要となる。保険契約者の無用の混乱（書面記載の内容と引受内容が整合しないこと）を回避する趣旨からも、経過措置規定を設け、経過措置の内容を記載した書面の交付等を義務付けるべきではないか。 No. 3のとおり、経過措置規定においても一の保険契約者に係る制限（異なる保険契約者を通じた制限ではない）として明確に規定すべきである。	ご指摘の趣旨等を踏まえ、18年改正規則附則に所要の規定（第37条の3）を設けることとしました。 また、後段については、No. 2のとおり、今回の改正によって、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額の上限についてその内容が変更されるものではありません。 なお、18年改正規則附則第38条第2項については、本則（規則第211条の31第2項）と同内容であることを明確にする観点からの修正を行うほか、18年改正令附則第3条の修正に伴い必要となる修正を行いました。

○保険会社向けの総合的な監督指針（本編）の一部改正案

	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅲ－２－３－１（２）⑤イ		
1	「介護機器の開発、コンサルティング、取り次ぎ及び介護者の研修に関する業務」を「介護機器に関する業務（開発、コンサルティング、取り次ぎ又は介護者の研修）」とする改正案が示されているが、福祉関連業務として認められるべきコンサルティング、取り次ぎ、介護者の研修は、必ずしも「介護機器」に関するものだけに限定されるわけではないことから、次のとおり修正をご検討いただきたい。 「イ. 福祉関連業務は、例えば、<u>老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営・管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営・管理、健康・介護・医療等福祉についてのコンサルティング・取り次ぎ、介護機器の開発及び介護者の研修に関する業務、在宅サービスに関する業務、健康・福祉に関する調査・研究がある。」</u>	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
2	現行、福祉関連業務として「有料老人ホーム」が例示されているところ、今般の改正案では「老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）」とされているが、この趣旨は、規則 56 条の 2 第 2 項第 6 号において、老人福祉法第 29 条第 1 項に定める「有料老人ホーム」が老人福祉施設等に含まれることが明記されていることから、監督指針の記述を整理したものに過ぎず、福祉関連業務に係る「有料老人ホーム」の解釈を現行監督指針から限定するものではないとの理解でよい。	貴見のとおりです。
Ⅲ－２－３－４（５）		
3	保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社、子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とした場合、原則として、概ね 5 年	①、②について まず、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下同じ。）又は関連法人等とするときは、別紙様式 44 による届出を行う

	以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の措置を講ずる必要があるとされている。 この場合において、 ① 5 年を超えて子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合の手続きはどのようなものか。 ② ①の手続きにおいて、どのような視点で5年の保有期間の延長の是非が判断されるのか。 ③ 保険会社の子法人等又は関連法人等が保険業を行う外国の会社等であり、当該子法人等又は関連法人等が、保険業を行う他の外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、当該保険業を行う他の外国の会社等が当該保険会社の子法人等又は関連法人等となる場合も本規定に該当するとの理解でよい。	必要があり、当該届出には、当該会社を概ね5年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるようにするための所要の措置を記載する必要があります。 かかる所要の措置を講ずることができず、5年を超えて当該会社を子法人等又は関連法人等とすることとなる場合には、届出時の前提と異なる事情が生じたものとして、Ⅲ－2－3－4（4）の記載に準じ、やむを得ない事情の有無、当該会社の議決権の保有に係る方針等について、事前に、当局との間で確認が必要になるものと考えられます。 ③について 貴見のとおりです。
Ⅲ－2－19（1）		
4	以下の理解に間違いがないかどうかご確認をいただきたい。また、Ⅲ－2－19 に、以下の下線部のような文言の追加をお願いしたい。 1. 既契約に対する特約追加や保険金額の増額等の取扱いについて 移転会社との間で既に成立している移転対象契約に関し、異議申立期間中に特約追加や保険金額の増額等の条件変更を移転対象契約者が希望した場合、当該既契約者は、法第 138 条第 1 項の適用対象にはならないと考えてよい。 （1）当該既契約者も、移転対象契約に係る契約者である以上、本来であれば法第 137 条第 3 項の異議申立制度の対象とし、保険契約の移転の可否を判断すべきであると考えられるところ、当該契約者を法第 138 条第 1 項の新たに移転対象契約を締結した契約者とみなし、承諾をした者を同条第 2 項に基づき法第 137 条の移転対象契約者から除外するとした場合、異議申立期間中に契約条件の変更等をした契約者の数が多ければ多いほど、同	1 について 保険契約移転手続中における既契約に対する特約追加や保険金額の増額等の条件変更については、それが契約の締結に該当する限り、法第 138 条第 1 項の適用対象となり、当該契約の締結手続の中で、通知と承諾がなされる必要があります。 2 について 保険契約の移転は、異議申立期間の経過後に当局の認可を経て効力を生じるものですが、当該認可申請において、移転対象契約者の数や、移転対象契約者に占める異議を述べた契約者の割合が 10 分の 1（又は 5 分の 1）を超えなかったこと等を明らかにする必要があることに照らすと、移転対象契約者の数は、原則として、異議申立期間満了時点で計算することになると考えられます。 監督指針への記載の必要性については、施行後の実務上の取扱い等を踏まえ、検討させていただきます。

	条第3項における包括移転の成否を判断するにあたっての移転対象契約の契約者数が減ることになり、異議申立制度の公平性を損なうおそれがある。 (2) また、実務的にも、このような契約条件の変更等をした契約者について、法第138条第1項の承諾を得る都度、当該契約者を法第137条第3項の異議申立制度の対象から外さなければならないとすると、同項の「十分の一」の母数である「移転対象契約者の総数」の集計には莫大なコストがかかり、実務上不可能となりかねない。 なお、上記は、既契約者が異議申立期間中に、新たに主契約を締結する場合にも生じる。 そこで、例えば、Ⅲ－2－19 に「<u>既契約者が異議申立期間中に、新たな保険契約を締結した場合、法第138条第2項の適用にあつては、同条第1項の承諾をした者は、法第137条第3項の十分の一または五分の一の計算の母数から除外しないことに留意する。</u>」等の追記を行い、法第138条における既契約者の取扱いを明確にすべきである。 2. タイムラグの問題について さらに、法第138条第1項及び第2項によれば、包括移転の効力発生日まで、同条第1項の「承諾をした者」の数が増え続けることになり、解釈によっては、法第137条第3項の「移転対象契約者」の数、すなわち、異議の成立を計算する上での母数が、異議申立期間終了後も減少し続けるという不都合な事態を招く可能性がある。 しかし、このような解釈は、実務上全くワークしない。そこで、Ⅲ－2－19 に「<u>法第137条第3項の「移転対象契約者の総数」は、異議申立期間終了時点を基準に計算すべきことに留意する。</u>」等の追記を行うべきである。	
--	---	--